

賠償責任を有する職員を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第6号

賠償責任を有する職員を指定する規則の一部を改正する規則

賠償責任を有する職員を指定する規則（昭和40年香川県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8第1項後段</u>の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 主管する事務について法第243条の2の8第1項第1号から第3号までに掲げる行為をする権限（香川県事務決裁規程（昭和44年香川県訓令第2号）その他これに類する規則、規程、訓令等により専決する権限を含む。）を有する職員に代って決裁することができる者</p> <p>(2) 契約の履行を確保するため法第243条の2の8第1項第4号に掲げる行為をする権限を有する職員から当該監督又は検査を命ぜられた者</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の2第1項後段</u>の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 主管する事務について法第243条の2の2第1項第1号から第3号までに掲げる行為をする権限（香川県事務決裁規程（昭和44年香川県訓令第2号）その他これに類する規則、規程、訓令等により専決する権限を含む。）を有する職員に代って決裁することができる者</p> <p>(2) 契約の履行を確保するため法第243条の2の2第1項第4号に掲げる行為をする権限を有する職員から当該監督又は検査を命ぜられた者</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。